

シンガポール海峡での海賊事件増加

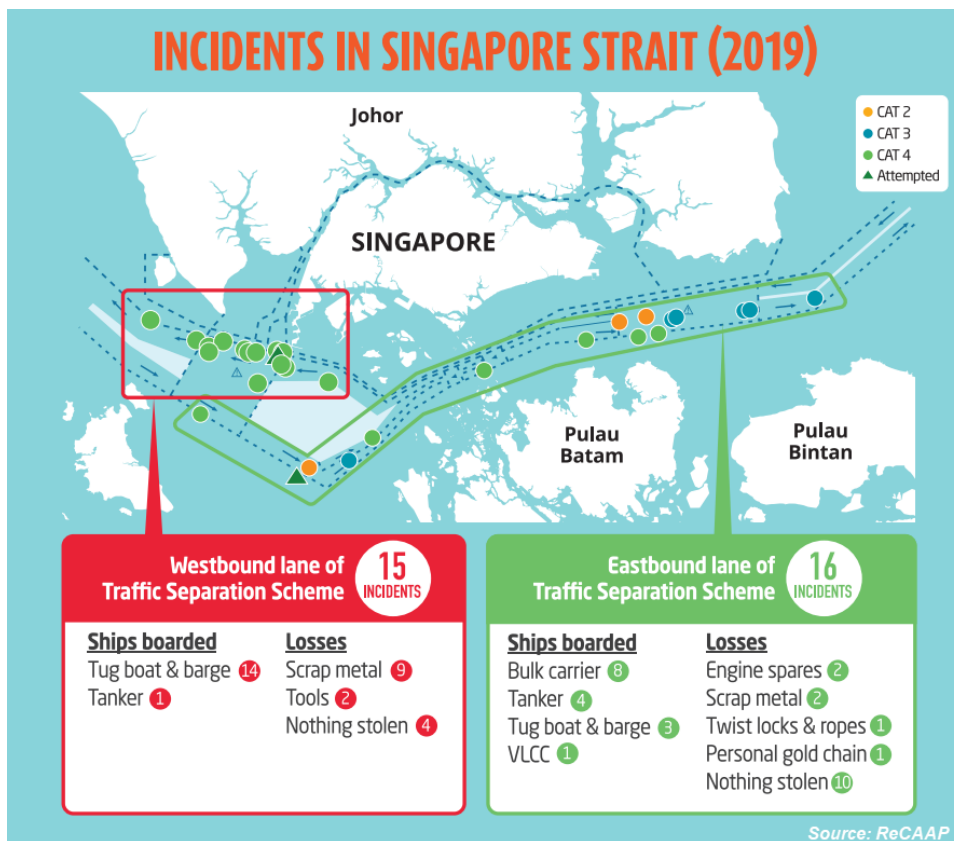
こちらは、英文記事「[Piracy incidents rise in Singapore Strait](#)」（2020年1月6日付）の和訳です。



2019年には、シンガポール海峡での船舶に対する海賊行為および武装強盗の件数が4倍近くに急増しています。従いましては、シンガポール海峡を航行する船舶は引き続き警戒レベルを上げて、海賊対策のための適切な監視を行ってください。

アジア海賊対策地域協定情報共有センター（[ReCAAP ISC](#)）のデータによると、シンガポール海峡で発生した海賊事件は、2018年の8件に対し、2019年は12月30日までに31件が報告されています。過去12か月間にシンガポール海峡の西航路および東航路で発生した事件数はほぼ同じですが、東航路で報告された16件の事件のうち12件は、2019年の11月23日から12月30日までという比較的短期間に発生しています。

2019年にシンガポール海峡の西航路で発生した事件の場合、主にタグボートで牽引されたはしけがターゲットとなり、金属スクラップが盗まれ、乗組員の負傷は報告されていません。一方、東航路で発生した事件の場合、主にばら積み貨物船（8件）やタンカー（5件）がターゲットとなり、乗組員が襲われ、脅迫され、負傷したという報告が上がっています。



シンガポール海峡を航行する船舶への推奨事項

ReCAAP ISC は現在、シンガポール海峡の東航路で発生した攻撃事件に関する [5件のアラート](#) を発行しており、最近の同海峡における事件の増加に懸念を表明しています。また、ReCAAP ISC は「これらの事件の犯人は捕まっていないことからシンガポール海峡でさらに事件が起きる可能性がある」と警告しています。

したがい、シンガポール海峡を航行する船舶の船長は、「[Regional Guide to Counter Piracy and Armed Robbery Against Ships in Asia](#)（アジアにおける船舶に対する海賊行為および武装強盗に対策を講じるための地域ガイド）」で推奨されている予防策を講じ、警戒活動を強化し、引き続き疑わしいボートの監視を行い、すべての事件を直ちに最寄りの沿岸国に報告するようにしてください。

事前の計画が重要となります。船長は海賊の襲撃があり得る水域に入る前に、入手した最新情報に基づき、船舶保安計画を確認し、具体的な航行リスク評価を行い、乗組員にブリーフィングと訓練を実施し、船舶の緊急時の通信計画を準備、テストする必要があります。ReCAAP ISC は、攻撃が差し迫っていると考えられる場合や、実際に攻撃が進行している場合に船長が検討すべき行動として、以下のリストを提供しています。

- 攻撃を知らせる警戒音を鳴らす。
- 船舶のセキュリティー警報システムを起動する。これにより、船舶保安統括者（CSO）と旗国に警報が発信される。

- 船舶の非常時計画に従い、放送を行う。その後、乗組員が手順に従って集合する。
- 船舶の警笛／霧笛／警報を自動モードで継続的に鳴らし、乗組員が攻撃の可能性に気づき既に対応していることを、相手に知らしめる。
- 遭難警報を発信する。
- 船舶の自動船舶識別システム（AIS）のスイッチがオンになっていることを確認する。
- 海賊との距離をあけるために、可能な限りスピードを上げる。最高速度を維持するため直進航路をとる。状況に応じて回避行動を検討する。
- 可能な場合は針路を変えて、近づいてくるボートを避ける。海象が許せば、針路を変えて、近づいてくるボートが風や波の影響を大きく受けるようにしてみることを検討する。
- すべての出入口およびドアをしっかりと閉め、規定の手順に従って乗組員を安全に召集する。
- 船長が船橋を明け渡すことが安全であると判断した場合、エンジンを停止させ、全機能を停止させて、運転不自由船（NUC）であることをライトで示す。
- 暗い時間帯は追加の照明のスイッチをオンにする。
- 攻撃に遭遇した場合は、できるだけ早く最寄りの沿岸国に報告する。さらに、国際海事局（IMB）に電話連絡し、状況が許せばCSOにも電話連絡する。

追加情報

また、改めて海上グローバル安全情報ウェブサイト www.maritimeglobalsecurity.org をご覧いただくことをお勧めします。同ウェブサイトは安全に関連するガイダンスについて海運業界がまとめた情報を集約したものであり、海上安全と軍事安全保障に関する有用な情報ソースへのリンク情報など、海上安全情報の「総合サイト」としての役割を果たしています。

同ウェブサイトには、以下のような、航行リスクの評価や、海賊行為の発見・回避・抑止・遅延に役立つ、船会社や船長向けのベストプラクティスガイダンスが掲載されています。

- [Global Counter Piracy Guidance for Companies, Masters and Seafarers（船会社・船長・乗組員向けのグローバルな海賊対策ガイダンス）](#)、
- [Guidance to Shipowners and Ship Operators, Shipmasters and Crews on Preventing and Suppressing Acts of Piracy and Armed Robbery against Ships（船舶に対する海賊行為と武装強奪行為の防止および抑止に関する船舶所有者、船舶運航者、船長および乗組員へのガイダンス）](#)（IMO MSC.1/Circ.1334）、
- [Regional Guide to Counter Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia（アジアでの海賊行為と武装強盗から船舶を保護するための地域ガイド）](#)。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されており、翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。